

前田利光(利常)知行宛行状

(書き下し文)

為加増五拾石并  
本地百石合百五  
拾石令扶助訖全  
可知行之状如件

慶長拾八年

九月十五日 利光(花押)

吉田小刑部殿

(読み)

かぞうとしてごじゅつこくならびに  
ほんちひやつこくあわせてひやくご  
じゅつこくふじよせしめおわんぬ まったく  
ちぎようすべきのじようくだんのごとし  
けいちようじゅうはちねん  
くがつじゅうごにち としみつ(花押)  
よしだこぎようぶどの

(訳)

(吉田小刑部に)五十石を加増し、これまでの百石と合わせて百五十石を扶助させる知行状のこと。

横山長知知行宛行状

(書き下し文)

養父織部助知行  
分之内を以六百石  
之所令扶持訖  
全可有知行之状  
如件

慶長拾三年 武蔵守

三月廿三日 長知(花押)

上田内記殿

(読み)

ようふおりべのすけちぎよう  
ぶんのうちをもつてろつぴやくこく  
のところふちせしめおわんぬ  
まったくちぎようあるべくのじよう  
くだんのごとし  
けいちようじゅうさんねん  
さんがつにじゅうさんにち  
むさしのかみ  
ながちか(花押)

うえだないきどの

(訳)

養父織部助の知行分の内、六百石を全て(上田内記に)扶助させる知行状のこと。

### 覚性寺飛檐間出土御免に付東本願寺御印書

(書き下し文)

**詳定**

依連々望其方飛檐之

出仕被成 (闕字)

御免候間難有被存向後

可被得其意候仍被頭

御印者也

享保十七年 横田主水

閏五月十七日 (花押)

壬子 巳刻

若林蔵人

(花押)

能州珠洲郡

鵜嶋村

覚性寺

了米

(読み)

**しょうてい**

れんれんのぞみによつてそのかたひえんの

しゅっし

ごめんなられそうろうあいだありがたくぞんぜられきょうご

そのいをえられるべくそうろうよつて

ごいんあらわれるべくものなり

きょうほじゅうしちねん

うるうごがつじゅうしちにち

じんし みのこく

よこたもんど(花押)

わかばやしくらうど(花押)

のしゅうすずぐん

うしまむら

かくしようじ

りようえい

(訳)

能州珠洲郡鵜嶋村覚性寺の了米は、本山内陣の飛檐の間に入ることをずっと願っていたが、享保十七年閏五月十七日に許可された。今後も教えの道を守るように。

去冬播州大阪囲船に付大聖寺御関所通切手願

(書き下し文)

御切手申請候御事

一 耆人 地子町肝煎五郎兵衛才許錢屋

善八船

一 耆人

沖船頭

与左衛門

一 耆人

水主

吉右衛門

一 耆人

同

市左衛門

一 耆人

同

伊右衛門

べ四人

右之者共去冬摂州大坂囲船為乗廻罷越申ニ付

大聖寺御関所通御切手奉願上候自然御国之

走り百姓又者切支丹宗門末類忤科人以下を紛御切手

申請他国江指遣候ハ、私共越度ニ可被仰付候尤他国ニ

居留リ不申當年中船乗廻次第御案内可申上候

為其御請上之申処如件

弘化二年正月

組合頭

八右衛門(印)

同

次兵衛(印)

宮腰町

御奉行所

(読み)

おんきつてもうしうけそうろうおんこと

ひとつひとり じしまちきもいりごろうべえさいきよぜにや ぜんぱちぶね

ひとつひとり おきせんどう よぎえもん

ひとつひとり かこ きちえもん

ひとつひとり どう いちぎえもん

ひとつひとり どう いえもん

しめよにん

みぎのものどもさるふゆせつしゅうおおさかかこいぶねのりまわせとしてまかりこしもうすにつき

だいしゅうじおんせきしよとおりおんきつてねがいあげたてまつりそうろう じねんおくにの

はしりびやくしようまたはきりしたんしゅうもんまつるいなど とがにんいかをまぎれおんきつて

もうしうけたこくへさしつかわしそうらわばわたしどもおちどにおおせつけらるべくそうろうもつ

ともたこくに

おりとどまりもうさぎず とうねんちゅうふねのりまわししだいごあんないもうしあげるべくそうろう

そのためおんうけあげのもうすところくだんのごとし

こうかにねんしようがつ

くみあいがしら はちえもん(印)

どう じへえ(印)

みやこしまち

おんぶぎようしよ

(訳)

沖船頭の与左衛門、水主の吉左衛門、同じく市左衛門、同じく伊右衛門の四人は、大阪で困船(使わない船を傷まないように荏などで困った船)をして、船を乗り回しているが、大阪へ行くので大聖寺の関所を通る切手をお願いしたい。走り百姓(自国から逃亡して他国に逃げる農民)や切支丹信者の末裔等の科人が紛れて切手を申請して他国に行くようなことがあれば、自分たち(〓組合頭二人)に越度(罪科)を申し付けてください。他国にはずっと滞在するのではなく、乗廻しが終わり次第、案内(報告)します。ここに申し上げたことは、(組合頭が)引き受けます(責任を持ちます)。

### 五穀成就遠祈祷に付廻状

(書き下し文)

當年五穀成就御祈祷

御札冬野村社地ニ致奉納候間

明後廿七日村々一統休日可被

申渡候尤五ヶ村組各中申合

参詣可有之候此振向先々早々

可被相廻候以上

未五月廿五日 喜多一三郎(印)

荻谷村 荻市村

子浦村 聖川村

散田村 下石村

新宮村 當熊村

右村々

肝煎

中

組合頭

(読み)

とうねんごこくじょうじゅおんきとう

おふだふゆのむらしやじにほうのういたしそうろうあいだ

みようごにじゅうしちにちむらむらいつとうきゅうじつ

もうしわたさるべくそうろうもつともごかそんぐみおのおのじゅうもうしあわせ

さんけいあるべくそうろう このふりむきさきさきそうそう

あいまわさるべくそうろういじょう

みのがつにじゅうごにち きたいちさきぶろう(印)

おぎのやちむら おぎちむら

しおむら ひじりかわむら

さんでんむら さがりいしむら

しんぐうむら とうのくまむら

みぎむらむら

きもいり

くみあいがしらじゅう

(訳)

今年の五穀成就を祈って、お札を神社に納めるため、明後日(文書の日付は未五月二十五日なので明後は二日後の二十七日)は村々を全て休みの日にしよう申し渡してください。五ヶ村組(記述の八ヶ村)は各々申し合わせ、参詣してください。このことを先々草々廻してください。

# 金銭借用書

(書き下し文)

記

一拾七圓五拾銭

右借用仕候処実正ニ御座候然上者

壹ヶ月壹円ニ付式銭宛之加利足當

十二月無滯急度返済可仕候万一相滯

候得者諫ニ私家指上申候依而為後日

証書一札如件

「諫」は「速」の誤記か

明治七年八月 中田与三吉(印)

右借用仕候金高相違無御座依而私共請人ニ

相立候上ハ毛頭相滯候儀無御座萬一与三吉相滯

候得者引請元利共私共方無滯急度返済

可仕候為其請縮如斯御座候以上

組請

松能智有(印)

同

佐野吉左衛門(印)

同

越山文助(印)

中村宇仲殿

押野與平(印)

(読み)

き

じゅうななえんごじゅっせん

みぎしゃくようつかまつりそうろうところじっしょうにござそうろうしかるうえは

いっかげついちえんにつきにせんあてのかりそくとう

じゅうにがつとどこおりなくきつとへんさいつかまつるべくそうろうまんいちあいとどこおり

そうらえばいさめるにわたくしいえさしあげもうしそうろうよつてごじつのため

しょうしよいっさつくだんのごとし

めいじしちねんはちがつ なかむらよそきち(印)

みぎしゃくようつかまつりそうろうきんだかそういごぎなくよつてわたしどもうけにんに

あいたちそうろううえはもうとうあいとどこおりそうろうぎごぎなくまんいちよそきちあいとどこ

おり

そうらえばひきうけがなりともわたくしどもよりとどこおりなくきつとへんさい

つかまつるべくそうろうそのためうけしまりかくのごとくござそうろういじょう

くみうけ まつのともあり

どう さのきちざえもん

どう こしやまぶんすけ

おしのよへい

なかむらうちゅうどの

(訳)

十七円五十銭を借用します。一ヶ月に、一円に付き二銭の利息を付け、十二月に返済します。万一反済できない時は自家を差し上げます。このことは後日のために、借用証書を書いておきます。

与三吉が金銭を借用したことを組請四人が立合ひし見届けた。万一反三吉が返済できない時は、組請が請け負って必ず返済します。